
第 1 編 総 則

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

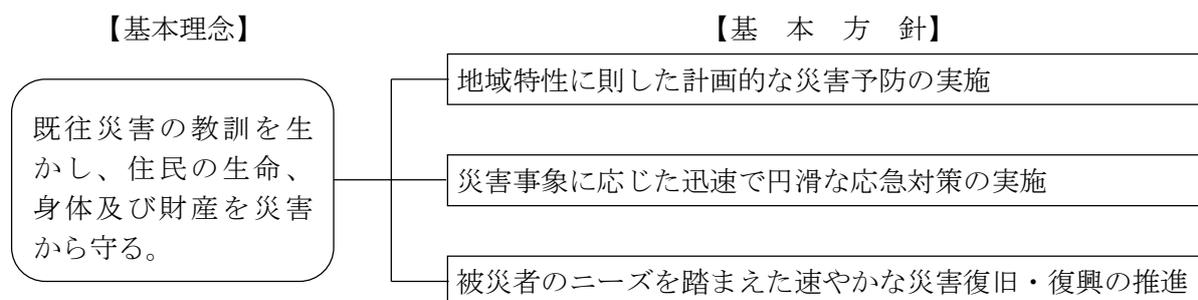
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、伊仙町防災会議が作成する計画であって、町、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 計画の理念

伊仙町の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、住民の生命、身体及び財産を災害から守る」という防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。



本計画では、これらの防災対策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

伊仙町は、台風、豪雨、地震、津波など過去に様々な災害を経験している。

また、奄美群島の島しょ部に位置するなどの地域特性のため、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、住民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限にとどめるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害発生時の応急対策に備えるための施策と、住民の防災

活動を促進するための施策を推進するものとする。

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意思決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、住民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、住民の生活支障や防災活動の障害の解消、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や住民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進するものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、住民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第3 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を一般災害対策編、第3編を地震・津波災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、末尾に資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町的情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

第5 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

第6 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

また、「自助」「共助」「公助」の連携・協働による防災対策について、町は、住民、事業者、自主防災組織、県、防災関係機関等と連携を図りながら、一体となって本計画の効果的な推進を図る。

第2節 防災上重要な機関の業務の大綱

本節は、伊仙町並びに鹿児島県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 伊仙町

町は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
<p>【災害予防計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 伊仙町防災会議に関する業務に関する事。 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事。 (4) 防災思想の普及啓発に関する事。 (5) 災害に対する農地への防災対策に関する事。 (6) 要配慮者等の安全確保対策に関する事。 (7) 災害対策に関する隣接町村の相互応援協力に関する事。 (8) 防災のための池、かんがい用樋門、農道その他施設の整備及び防災管理に関する事。 (9) 水道施設の整備と防災管理に関する事。 <p>【災害応急対策計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 (2) 災害の防御と拡大防止の対策に関する事。 (3) 被災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関する事。 (4) 被災した町管理施設の応急対策に関する事。 (5) 災害時における文教、保健衛生対策に関する事。 (6) 災害時における交通輸送の確保に関する事。 (7) 被災者に対する融資等被災者振興の対策に関する事。 (8) 被災施設の応急復旧に関する事。 (9) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。 (10) 災害時における福祉施設、病院等の安全確保対策に関する事。 (11) 災害時における大型店等不特定多数の者が出入りする施設の安全確保対策に関する事。 (12) 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関する事。 (13) 災害時における食料及び飲料水の確保に関する事。 (14) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。 <p>【災害復旧計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災した施設の復旧に併せて、再度災害発生を防止するための施設の新設又は改良に関する事。

第2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
徳之島地区消防組合 消防本部 (伊仙分遣所)	(1) 防災に係る施設設備の調査に関する事 (2) 災害に係る情報の収集、伝達に関する事 (3) 被災者の救難、救助に関する事 (4) 避難、誘導活動に関する事 (5) 火災及び救急に係る業務に関する事

第3 鹿児島県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島県	(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関する事 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事 (4) 災害の防御と拡大の防止に関する事 (5) 被災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関する事 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事 (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関する事 (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関する事 (9) 災害時における交通輸送の確保に関する事 (10) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関する事 (11) 被災施設の復旧に関する事 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関する事 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関する事
徳之島警察署	(1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関する事 (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関する事

第4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州農政局 (鹿児島地域センター)	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関する事 (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関する事 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関する事 (4) 主要食料の安定供給対策に関する事

鹿児島森林管理署 徳之島森林事務所	<ol style="list-style-type: none"> (1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する事。 (2) 国有保安林、保安施設等の保全に関する事。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関する事。
福岡管区气象台 鹿児島地方气象台 名瀬測候所	<ol style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う事。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う事。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める事。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う事。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める事。
奄美海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> (1) 海上防災指導の実施に関する事。 (2) 海難救助等に関する事。 (3) 排出油等の防除に関する事。 (4) 海上交通安全の確保に関する事。 (5) 治安の維持に関する事。 (6) 緊急輸送に関する事。 (7) 物資の無償貸付又は譲与に関する事。 (8) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。

第5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊鹿児島地方協力本部徳之島駐在員事務所	<ol style="list-style-type: none"> (1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関する事。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべき事。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)九州支社（伊仙町内各郵便局）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵政業務運営の確保に関する事。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金

	<p>免除</p> <p>キ 郵政公社医療機関による医療救護活動</p> <p>ク 災害ボランティア口座</p> <p>(3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。</p>
西日本電信電話株式会社（鹿児島支店）	災害時における電気通信サービスの確保に関すること。
日本赤十字社（鹿児島県支部）	<p>(1) 災害時における医療、助産及び遺体処理等被災地での医療救護に関すること。</p> <p>(2) 救援物資の備蓄と配分に関すること。</p> <p>(3) 災害時の血液製剤の供給に関すること。</p> <p>(4) 義援金の受付に関すること。</p> <p>(5) 防災ボランティア等による災害時の活動及び外国人の安否調査に関すること。</p>
日本放送協会及び放送関係機関	<p>(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。</p> <p>(2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。</p>
九州電力株式会社奄美営業所	<p>(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。</p> <p>(2) 災害時における電力供給確保に関すること。</p> <p>(3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。</p>
自動車運送機関（日本通運株式会社、公益社団法人鹿児島県バス協会、公益社団法人鹿児島県トラック協会等）	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
ガス供給機関	<p>(1) ガス供給施設の耐災整備に関すること。</p> <p>(2) 被災地に対する燃料供給の確保に関すること。</p> <p>(3) ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること。</p>
大島郡医師会	災害時における助産、医療救護に関すること。
大島郡歯科医師会	<p>(1) 災害時における歯科医療に関すること。</p> <p>(2) 身元確認に関すること。</p>
鹿児島県薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
鹿児島県建設業協会	<p>(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。</p>

第7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
あまみ農業協同組合	(1) 被災農家の農作物災害復旧用肥料及び農薬の確保融資に関する事 (2) 被災農家に対する資金の融資及びあっせんに関する事。
鹿児島県信用漁業協同組合連合会（瀬戸内代理店）	(1) 漁船遭難防止の対策に関する事。 (2) 被災漁家に対する資金の融資あっせんに関する事。
伊仙町商工会	(1) 被災者に対する衣料、食品の融資あっせんに関する事。 (2) 被災会員等に対する資金の融資あっせんに関する事。
土地改良区	(1) 農業用かん水防除施設等の整備及び防災管理に関する事。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関する事。
伊仙町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事。 (2) 救援ボランティアに関する事。
病院等経営者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関する事。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関する事。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関する事。 (4) 災害時における医療、助産等の救助に関する事。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関する事。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関する事。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関する事。
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関する事。
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関する事。 (2) 災害時における水の確保に関する事。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関する事。

第3節 住民及び事業所の基本的責務

本節では、住民及び事業所の基本的責務を示す。住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、県及び町が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 住民

基 本 的 責 務
<p>「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。</p> <p>住民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に災害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。</p> <p>また、住民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、町と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p>

第2 事業所

基 本 的 責 務
<p>事業所の事業者(管理者)は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、県、町及びその他の行政機関と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p>

第4節 伊仙町の地勢と災害の特性

本節では、伊仙町のもつ地域としての災害特性や防災上の特性を把握するため、「自然的条件」、「社会的条件」の二つの角度からそのあらましを示すものとする。

第1 自然的条件

1 位置

鹿児島から約480kmの洋上に浮かぶ徳之島は、奄美大島と沖永良部の間にある島で、面積は248km²、奄美大島について大きな島である。

伊仙町は、徳之島の南西部の北緯27度40分、東経128度40分に位置しており、東西10.6km、南北8.9kmにして、総面積は62.7km²である。

2 地勢

伊仙町の北部は丘陵が東西に連なり、南北に傾斜し、中央から南にゆるやかな傾斜をなしており、比較的平坦地が多く耕地となっている。

河川は、深い谷をつくり、本川（3.9km）、面縄川（3.5km）、鹿浦川（9.5km）、阿権川（5.1km）上成川（7.5km）があり、ほとんど太平洋に流れこんでおり、地下水も豊富である。

3 地質

海岸線は単調で、隆起性サンゴ礁が沖合に伸びて遠浅で、西方は絶壁をなしている。

山は、町の背後天城町との境に本町唯一の犬田布岳（417.4m）がある。土壤の大部分は隆起サンゴ礁からなり、粘土又は礫土にして粘質が強いのが特徴である。

4 気象

本町は、徳之島の南西部に位置し、南に太平洋、西に東シナ海、周囲36kmで陽光に恵まれた亜熱帯海洋性気候に属しており温暖で雨が多い。

奄美群島は毎年のように台風の被害を被っており、本町もその例にもれず、台風に見舞われる一方、干ばつの害を受けることもしばしばである。

梅雨期間は5月・6月で、この期間は曇りや雨の日が多くなり、梅雨の末期には、しばしば豪雨・洪水となる。また、年間の最高気温となるのは7月・8月頃で、晴れの日が多く干ばつになりやすいが、夏から秋にかけては、台風や前線の影響で豪雨となることがあり、梅雨期の豪雨とともに、床上浸水や道路決壊被害の原因となっている。（「伊仙地域気象観測所の気象データの平均値（年・月ごとの値）を資料12-1に示す）

(1) 台 風

本町における気象災害のうち、特に災害の大きいのは、台風災害であり、住家、道路決壊、田畑の被害は毎台風ごとに相当の被害を被っている。これは本町が太平洋と東シナ海に面し、海岸沿いに密集地が多く台風に伴う暴風、大雨、高潮、あるいは塩風等が原因となって起こる災害を一層大きくしているためである。（「台風の発生数と奄美地方への接近数の平均値」は資料12-1参照）

(2) 大 雨

大雨の発現を季節や要因別に分けると4月～5月の低気圧によるもの、6月～7月の梅雨前線によるもの、8月～9月の台風によるものに分けられるが、特に水害を起こすような大雨は梅雨期、台風期に多くなる。

梅雨期の雨の降り方をみると、梅雨の前期と末期とではかなり異なり、後半は雷を伴った局地的な豪雨が降ることが多い。特に梅雨末期の豪雨は大きな水害を起こすことが多い。

(3) 高 潮

台風災害のうちで大きな災害を起こすものの一つに高潮がある。昭和20年の枕崎台風など県内においても多数の人命を奪い、莫大な損害を与えた台風のほとんどは、暴風、大雨に加えて異状な高潮を伴った台風である。天文潮による満潮と台風の襲来が重なると、海水面が上昇して高潮が発生する。これに風浪が重なって、海岸堤防を破壊し大災害が起きる。

この高潮を起こす原因は、

ア 台風の中心付近の気圧が外側の気圧より非常に低いため、中心付近の海水がふくれ上がる。

イ 強い風のため、海岸に海水が吹きよせられる。

ウ 台風の中心が近づいたときと満潮のときが重なると、潮の高さは一層高くなる。

以上のようなことから、台風が接近する時刻を予想するときは幅をもたせて予想し、満潮時と一致するときはもちろん、干潮時でも十分警戒しなくてはならない。

(4) 火 災

本町では、小規模な人家火災及び自然火災はしばしば発生しており、火災に対する予防は十分に図られなければならない。

町内の火災発生の状況をみると、冬から春先にかけて大きな火災が多発している。この時期に火災が多発し、また大火災が多いのは、季節風による強風が吹いており、空気が乾燥していることに加え、火気を使用する機会が多くなっていること等が原因しているようである。この時期における火災防止対策には十分注意する必要がある。

(5) 地震及び津波

本町は、比較的有感地震の発生が少ない地域である。しかし、平成7年において、名瀬測候所で観測された有感地震は117回と頻発しており、その値は、1908年（明治41年）以降、1970年（昭和45年）の221回、1938年（昭和13年）の119回に次ぐ第3位の記録であった。近年（1965～1994年）30年間の有感地震の年平均発生回数30回をも大きく上回った。これは、

平成7年10月に発生した奄美大島近海（喜界島南東海域）を震源とする地震とその余震活動によるものであった。

10月18日19時37分、19日11時41分にマグニチュード6.7と6.6の地震が奄美大島近海（喜界島南東40～50km）で発生し、奄美諸島を中心に沖縄県から九州南部までの広い範囲で有感となり、喜界島で震度5を観測した。

この海域の地震の発生は、10月をピークに次第に減少し、12月は有感の余震が時々発生する程度まで減少した。

平成7年の奄美大島近海における地震活動は、前半はほぼ平年並かそれ以下で推移し、後半は総じて活発であったといえる。

阪神・淡路大震災をもたらした「兵庫県南部地震」をはじめとして、近年、日本列島近海ではマグニチュード7を超える規模の大きい地震が相次いで発生し、強震動による建造物の崩壊や津波により、多くの人命や財産が失われている。

さらに、平成23年3月11日の東日本大震災では東北地方がマグニチュード9という想定外の地震と津波に襲われ、未曾有の被害に見舞われた。これにより国及び各都道府県においても防災対策の見直しが行われている。本町においても地震による津波対策も含め、平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

第2 社会的条件

1 人口

町の総人口は6,231人（令和6年2月29日現在）で、昭和30年以降減少傾向が続いている。離島という本町の立地条件もあって、人口構成は若年層の流出、出生率の低下などにより高齢化が進み、総人口に対する齢者（65歳以上）の割合は38.6%と増加している。

高齢化が進むことによる要配慮者、特に避難行動要支援者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

さらに、観光客でにぎわう土地柄であること等から、災害発生時における避難時の対応については十分な体制を整えておく必要がある。

2 産業

令和2年の国勢調査によると、第一次産業就業者数が844人（30.4%）、第二次産業就業者数が333人（12%）、第三次産業就業者数が1,597人（57.6%）となっている。第一次産業就業者数は年々減少傾向にある。また第二次産業就業者数は引き続き減少傾向にあるが、第三次産業就業者数は年々増加している。

そのような中でも、「農業生産額60億円達成」を目標に掲げ、本町は、サトウキビやバレイショを基幹作物に、畜産、園芸などの複合経営に取り組んできた。最近ではメロンやマンゴーなどのフルーツ類の出荷が伸びてきている。

また、水産業では近くに好漁場を有していることから、水産業振興にも力を入れてきた。漁船の大型化に伴う漁港の整備や水産資源の確保等には、今後も努力していく必要がある。

商工業については、直売所「百菜」を拠点とした商工振興を実施している。生活水準の向上

及び若者の就職機会の拡大につながるよう地場産業の振興を図ることが町の活性化につながり、ひいては防災に強いまちづくりの形成にもつながると思われる。

3 交通

本町は、伊仙亀津徳之島空港線、伊仙天城線の県道2路線を基幹道路に、町道及びその他路線が縦横に走り、住民の生活路あるいは島内経済の流通を担っている。改良すべき線形不良箇所が未だ残る路線もあることから自然環境等に配慮の上、改良を進めていく必要がある。

ほかに、町道については観光拠点へのアクセスをスムーズにするほか、農道についても万一の災害時に備え整備・改良が必要である。

離島において港湾の役割は極めて重要である。切迫性が指摘されている南海トラフ地震が発生した場合、海岸域で広範囲の被害が予想されることから定期旅客船の拠点港となっている最寄りの亀徳港（徳之島町）平土野港（天城町）等については防災対策上その整備が必要である。

また、第3種空港として整備された徳之島空港（天城町）は、現在十分に機能しているとはいえないため、現路線の増便や新たな路線確保が望まれる。

また、本町の面縄港は、有事の際、島外への迅速な避難が可能であり広大な背後地を活用した食料保存倉庫の整備等、島民の安全・安心を確保するためにも面縄港の総合的な防災・減災・国土強靱化対策を視野に入れ整備を進める必要がある。

第5 災害記録

本町は、その位置と地形のために台風や季節風による被害が大きい。過去の災害発生状況は、資料12-3のとおりである。

第5節 災害の想定

本計画の策定にあたって、本町の地形・地質・気象等の自然条件、人口・産業・交通網等の社会的条件、さらには過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

第1 風水害の被害予測

鹿児島県において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置付ける。

鹿児島県において、既往の風水害のうち、最大規模であった平成5年（1993年）8月5日～7日にかけての大雨（いわゆる鹿児島豪雨）及び平成22年（2010年）10月18日～21日にかけての大雨（いわゆる奄美豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成5年（1993年）9月1日～3日にかけての台風第13号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、以下に示す規模の災害と同程度の災害を想定災害として位置付ける。

想定される被害の総括表

災害名 (年月日)		鹿児島豪雨 (平成5年8月6日)	奄美豪雨 (平成22年10月20日)	台風第13号 (平成5年9月1日)
想定項目				
気 象 概 況		<ul style="list-style-type: none"> ・時間最大雨量 56mm（鹿児島）6日19時 65mm（入来峠）6日18時 ・日最大雨量 259mm（鹿児島）6日 369mm（川内）6日 ・総降水量の最大値 392mm（川内）5～7日 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間最大雨量 78.5mm（名瀬）20日16時 89.5mm（古仁屋）20日13時 ・日最大雨量 622mm（名瀬）20日 286.5mm（古仁屋）20日 ・総降水量の最大値 766.5mm（名瀬）18～21日 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大瞬間風速・風向 59.1m/秒（種子島）・南 3日15:45 ・最大風速・風向 33.7m/秒（沖永良部島）・南 3日02:40 ・総降水量の最大値 373mm（高峠）2～3日
人的被害	死者数	48名	3名	33名
	行方不明	1名	—	—
	重傷	12名	1名	15名
	軽傷	52名	1名	160名
建物被害	全壊	298戸	10戸	226戸
	半壊	193戸	443戸	706戸
	一部破損	588戸	12戸	31,899戸
	床上浸水	9,378戸	116戸	1,381戸
	床下浸水	2,754戸	851戸	3,903戸

（被害は全県の数値である。）

第2 地震・津波の被害予測

鹿児島県では、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から25年度にかけて地震等災害被害予測調査を実施し、平成24年度は地震等の大きさの想定を、25年度は被害の想定を見直した。

この中では、地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊を想定すると同時に、桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行った。

なお、今回、調査対象としなかった地震・津波以外の災害についても、昭和13年に400名を超える死者・行方不明者を出した、いわゆる「肝付災害」のような大規模な風水害、火山災害など、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要である。

1 想定地震

想定地震等の概要及び位置を以下に示す。

想定地震等の概要

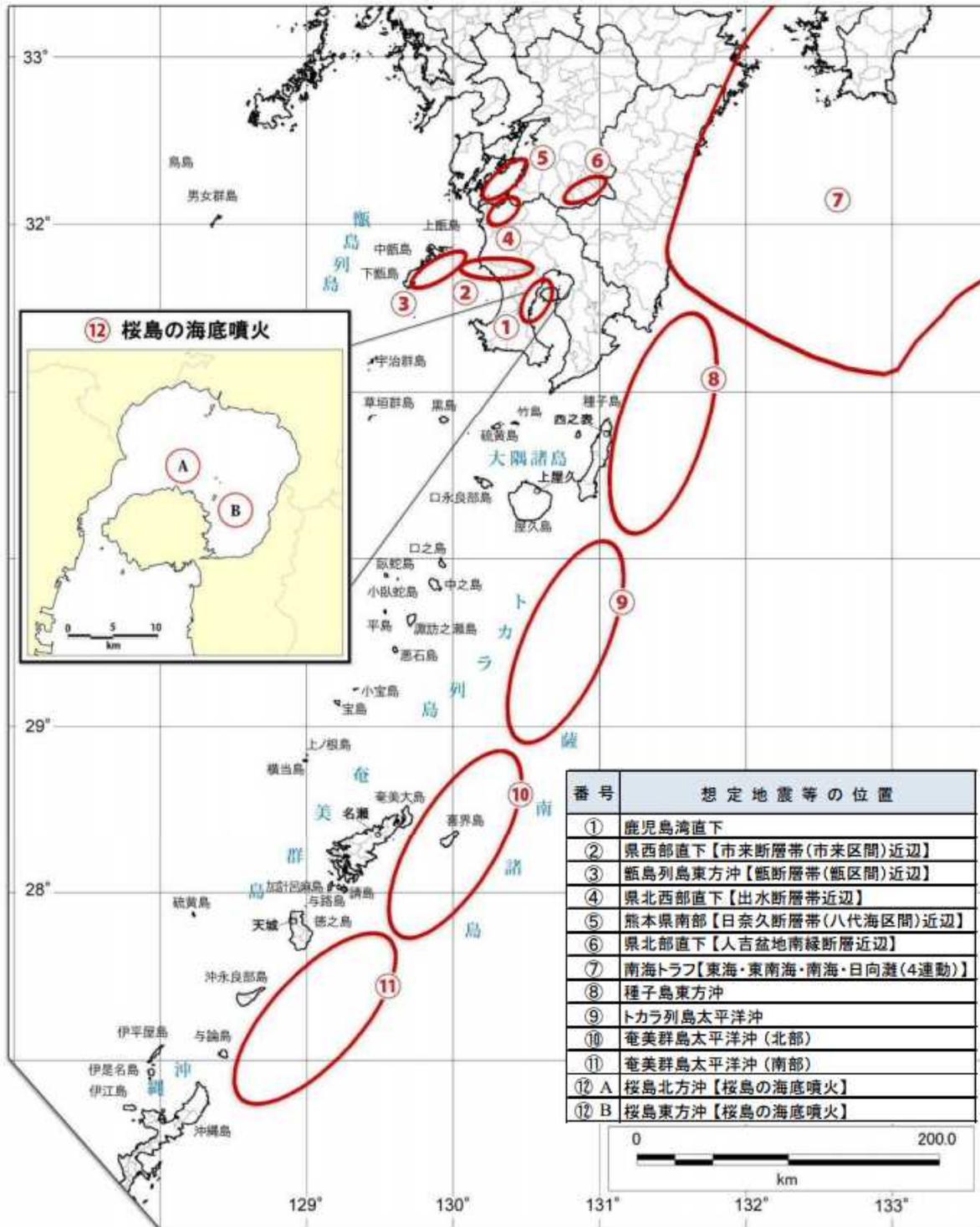
番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード (M_J)	モーメント マグニチュード (M_w)	震源断層 上端の深度 (km)	津波 (11津波)
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯(市来区間) 近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甬島列島東方沖 【甬断層帯(甬区間) 近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海区間) 近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	—	地震: 9.0 津波: 9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)	—	8.2	10	○
⑫A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

〔注〕気象庁マグニチュード (M_J) とモーメントマグニチュード (M_w) について

断層による内陸の地震(番号①～⑥)は、断層の長さ(推定)から、気象庁マグニチュード (M_J) を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード (M_w) を求めている。

プレート境界の海溝型の地震（番号⑦～⑪）は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード (M_w) を求めている。

想定地震等の位置



2 想定地震等の考え方

地震等の大きさは、鹿児島県地域防災計画を策定する上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に想定することとし、鹿児島県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下の考え方に基づき検討を行ったものである。

- (1) 地域における過去最大級の地震と同レベル以上の地震（基本はM7又はM8クラス）
- (2) 可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのマグニチュード9クラスの巨大地震については、今回は想定しない。）
- (3) 鹿児島県への影響及び地震等発生の可能性を考慮（鹿児島県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波を想定）
- (4) 国や有識者会議から新たな知見が示された場合は、再検討可能な想定
- (5) 県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

3 想定結果

- (1) 想定地震ごとの地震動の想定結果の概要

想定地震	地震動の想定結果
①鹿児島湾直下の地震	<p>鹿児島市、垂水市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、鹿児島市では、一部の地域で震度7に、垂水市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。</p> <p>鹿屋市、日置市、南九州市、始良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。</p>
②県西部直下の地震	<p>いちき串木野市では、ほぼ全域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。</p> <p>鹿児島市、薩摩川内市（本土）、日置市においても、一部の地域で震度6強の揺れが想定される。</p> <p>南さつま市、始良市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。</p>
③甬島列島東方沖の地震	<p>薩摩川内市（甬島）では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。</p> <p>薩摩川内市（本土）、いちき串木野市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。</p>
④県北西部直下の地震	<p>出水市、阿久根市、長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、出水市では、一部の地域で震度7に、阿久根市、長島町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。</p> <p>さつま町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。</p>

⑤熊本県南部の地震	<p>長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。</p> <p>阿久根市、出水市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。</p>
⑥県北部直下の地震	<p>霧島市、伊佐市、湧水町では、一部の地域で震度5強に達すると想定される。</p>
⑦南海トラフの巨大地震	<p>本県では、内閣府（2012）の南海トラフの巨大地震モデル検討会の4ケース（基本・東側・西側・陸側）のうち、基本及び東側ケースの震度よりも、西側及び陸側ケースの震度が大きくなる。</p> <p>曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。</p> <p>鹿児島市、鹿屋市、垂水市、霧島市、伊佐市、始良市、さつま町、湧水町、大崎町、肝付町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。</p>
⑧種子島東方沖の地震	<p>種子島の3市町、曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。</p> <p>鹿児島市、鹿屋市、指宿市、垂水市、霧島市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、屋久島町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。</p>
⑨トカラ列島太平洋沖の地震	<p>中種子町、南種子町、屋久島町では、一部の地域で震度6弱に達すると想定される。</p>
⑩奄美群島太平洋沖（北部）の地震	<p>喜界町では、ほぼ全域で震度6強以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。</p> <p>奄美大島の5市町村の多くの地域、天城町の一部の地域では、震度6弱の揺れが想定され、奄美市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。</p>
⑪奄美群島太平洋沖（南部）の地震	<p>徳之島の3町の多くの地域、奄美市、宇検村、瀬戸内町、伊仙町、知名町、与論町の一部の地域では、震度6弱の揺れが想定され、徳之島町、天城町では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。</p>

(2) 本町における想定地震ごとの最大震度

想定地震	最大震度
①鹿児島湾直下	—
②県西部直下	—

③甬島列島東方沖	—
④県北西部直下	—
⑤熊本県南部	—
⑥県北部直下	—
⑦南海トラフ（基本ケース）	2
⑦南海トラフ（東側ケース）	2
⑦南海トラフ（西側ケース）	2
⑦南海トラフ（陸側ケース）	2
⑧種子島東方沖	3
⑨トカラ列島太平洋沖	4
⑩奄美群島太平洋沖（北部）	5強
⑪奄美群島太平洋沖（南部）	6弱

(3) 本町における想定津波の波源ごとの最大津波

〔津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮〕

想定津波	波源ごとの最大津波	
	到達時間（分）	津波高（m）
①鹿児島湾直下	—	—
②県西部直下	—	—
③甬島列島東方沖	218	1.26
⑤熊本県南部	—	—
⑦南海トラフ（CASE5）	202	3.94
⑦南海トラフ（CASE11）	152	3.69
⑧種子島東方沖	130	1.60
⑨トカラ列島太平洋沖	122	2.06
⑩奄美群島太平洋沖（北部）	61	3.05
⑪奄美群島太平洋沖（南部）	25	9.60

第3 被害の想定

1 被害想定的前提条件

- (1) 季節、時刻が異なり想定される被害が異なる3種類のシーンを設定。
- (2) 風速は、各市町村の最寄りの観測所における最大風速を設定。
- (3) 避難行動は、「迅速避難」、「早期避難率高+呼びかけ」、「早期避難率高」、「早期避難率低」の4パターンを設定。

設定するシーンは次のとおりとした。

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや商店街の滞留者、道路利用者が少ない。
夏・昼12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや商店街に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する機会が多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。 ※沿岸部には、海水浴客をはじめとする観光客が多い。
冬・夕18時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや商店街周辺のほか、食品スーパー等にも滞在者が多数存在する。 ・道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

※ 被害想定は、内閣府の「南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ」が公表した手法を基本とした。

2 被害想定概要

(1) 被害想定項目

項目	想定内容
建物被害	液状化による建物の全半壊棟数 地震動（揺れ）による建物の全半壊棟数 斜面崩壊による建物の全半壊棟数 津波による建物の全半壊棟数 火災による建物の全半壊棟数
落下物等	ブロック塀等の倒壊件数 自動販売機の転倒台数 屋外落下物が発生する建物棟数

人 的 被 害	建物倒壊（揺れ）による死傷者数 斜面崩壊による死傷者数 津波による死傷者数 火災による死傷者数 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による死傷者数 屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物による死傷者数 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数 津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数
ライフライン被害	上下水道、下水道、電力、通信（電話）、ガス（プロパンガス除く） の被害
交通施設被害	道路、港湾・漁港の被害
生活への影響	避難者、帰宅困難者、物資
災害廃棄物等	災害廃棄物、津波堆積物
その他の被害	エレベータ内閉じ込め、孤立集落
被害額	建物、ライフライン施設、交通施設、土地（農地）、その他

(2) 主な被害想定結果

各想定地震ごとの主な被害想定結果は次のとおり。

主な被害想定結果①

※ 被害が最大となるケースの県計

被害項目	①鹿児島湾直下	②県西部直下	③甌島列島東方沖	④県北西部直下	⑤熊本県南部
建物被害：全壊・焼失棟数（棟）	12,100	13,600	1,300	3,100	1,200
うち火災	2,300	2,100	0	300	10
人的被害：死者数（人）	270	540	490	120	50
うち建物倒壊・火災	250	530	—	120	30
うち津波	10	—	480		10
上水道被害：断水人口（人） 被災直後	265,200	91,700	6,600	54,800	10,500
下水道被害：支障人口（人） 被災直後	21,700	6,800	730	2,100	680
電力被害：停電軒数（軒） 被災直後	3,300	6,000	260	630	100
通信被害：固定電話不通回線数（回線） 被災直後	3,400	4,600	230	720	120
ガス(プロパン除く)被害：供給停止戸数（戸） 被災直後	25,600	2,600	0	1,300	170
道路施設被害（箇所）	390	250	60	130	80
鉄道(新幹線含む)施設被害(箇所)	180	140	30	80	30
避難者数〔うち避難所〕（人）					
被災1日後	42,900[25,800]	27,200[16,400]	5,800[3,700]	6,000[3,600]	2,800[1,800]
被災1週間後	78,600[39,400]	39,700[20,000]	4,500[2,800]	14,300[7,100]	3,500[1,900]
被災1か月後	57,900[17,400]	36,000[10,800]	5,600[1,700]	10,700[3,200]	3,200[950]
物資(食料)需要量（食）					
被災1日後	93,000	59,000	13,300	13,000	6,300
被災1週間後	142,000	71,900	10,100	25,700	6,700
被災1か月後	62,600	38,900	6,100	11,500	3,400
災害廃棄物発生量（万トン）	160	100	10	20	10
孤立する可能性のある集落数(集落)	3	3	2	1	4
被害額（億円）	13,200	9,100	2,300	2,800	1,900

(注1) —：わずか（5未満）

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

主な被害想定結果②

※被害が最大となるケースの県計

被害項目	⑥県北部直下	⑦南海トラフ	⑧種子島東方沖	⑨トカラ列島太平洋沖
建物被害：全壊・焼失棟数（棟）	130	14,900	14,100	560
うち火災	0	70	500	0
人的被害：死者数（人）	—	2,000	190	210
うち建物倒壊・火災	—	10	90	—
うち津波	—	2,000	90	210
上水道被害：断水人口（人） 被災直後	90	118,300	108,000	7,500
下水道被害：支障人口（人） 被災直後	0	10,300	7,800	1,200
電力被害：停電軒数（軒） 被災直後	—	2,600	820	290
通信被害：固定電話不通回線数（回線） 被災直後	—	2,900	980	330
ガス（プロパン除く）被害：供給停止戸数（戸） 被災直後	0	2,300	4,300	510
道路施設被害（箇所）	10	450	640	70
鉄道（新幹線含む）施設被害（箇所）	—	120	160	—
避難者数〔うち避難所〕（人）				
被災1日後	270[160]	48,900[30,800]	37,200[22,700]	7,700[5,100]
被災1週間後	280[140]	47,200[28,200]	45,600[23,600]	3,800[3,000]
被災1か月後	270[80]	47,800[14,300]	38,300[11,500]	7,200[2,100]
物資（食料）需要量（食）				
被災1日後	580	110,800	81,800	18,400
被災1週間後	500	101,700	85,100	10,700
被災1か月後	290	51,700	41,300	7,700
災害廃棄物発生量（万トン）	—	130	120	—
孤立する可能性のある集落数（集落）	0	38	26	34
被害額（億円）	100	14,600	14,300	1,800

（注1）—：わずか（5未満）

（注2）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

主な被害想定結果③

※被害が最大となるケースの累計

被害項目	⑩奄美群島太平洋沖 (北部)	⑪奄美群島太平洋沖 (南部)	⑫A 桜島の海底噴火 (桜島北方沖)	⑫B 桜島の海底噴火 (桜島東方沖)
建物被害：全壊・焼失棟数 (棟)	3,800	1,100	200	270
うち火災	560	120		
人的被害：死者数 (人)	500	580	[820(注3)]	[1,100(注3)]
うち建物倒壊・火災	100	—		
うち津波	400	580	[820(注3)]	[1,100(注3)]
上水道被害：断水人口 (人) 被災直後	46,800	11,200		
下水道被害：支障人口 (人) 被災直後	4,300	2,100		
電力被害：停電軒数 (軒) 被災直後	2,200	1,100		
通信被害：固定電話不通回線数 (回線) 被災直後	2,600	1,400		
ガス(プロパン除く)被害：供給停止戸数 (戸) 被災直後	440	120		
道路施設被害 (箇所)	120	110	10	10
鉄道(新幹線含む)施設被害(箇所)	—	—	—	—
避難者数 [うち避難所] (人)				
被災1日後	15,500 [9,900]	8,500 [5,600]		
被災1週間後	15,500 [9,600]	5,500 [4,300]		
被災1か月後	16,300 [4,900]	8,100 [2,400]		
物資(食料)需要量 (食)				
被災1日後	35,800	20,200		
被災1週間後	34,500	15,300		
被災1か月後	17,600	8,700		
災害廃棄物発生量 (万トン)	20	10	—	—
孤立する可能性のある集落数(集落)	42	44	5	3
被害額 (億円)	4,100	1,900	450	520

(注1) —：わずか(5未満)

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注3) 桜島の海底噴火については、津波に関する被害のみを想定【桜島の大規模な噴火(海底噴火)が予測された際は、津波を想定して事前に避難を実施・完了させることにより、津波による死者をゼロにすることも可能】

(3) 被害軽減効果

各想定地震等に対する被害軽減効果は次のとおり。

ア 建物の耐震化による人的被害の軽減

最大被災ケース		被災度	想定結果	耐震化率90%時	耐震化率95%時
想定地震	季節・時刻		人数(人)	人数(人)	人数(人)
①鹿児島湾直下	夏12時	死者	270	160	140
②県西部直下	冬深夜	死者	540	190	150
③甌島列島東方沖	夏12時	死者	490	(※)	(※)
④県北西部直下	冬深夜	死者	120	30	20
⑤熊本県南部	冬深夜	死者	50	30	30
⑥県北部直下	冬深夜	死者	—	(※)	(※)
⑦南海トラフ (地震動：西側ケース)	夏12時	死者	2,000	(※)	(※)
⑦南海トラフ (地震動：陸側ケース)	夏12時	死者	2,000	(※)	(※)
⑧種子島東方沖	冬深夜	死者	190	120	110
⑨トカラ列島太平洋沖	夏12時	死者	210	(※)	(※)
⑩奄美群島太平洋沖(北部)	冬深夜	死者	500	430	420
⑪奄美群島太平洋沖(南部)	夏12時	死者	580	(※)	(※)

(※) 想定結果のうち建物倒壊による死者数がわずかなため、被害軽減効果を算定できない。

(注1) —：わずか(5未満)

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。

イ 津波からの避難の迅速化による死者数の軽減

被災ケース		避難パターン			
想定地震等	季節・時刻	(ア)早期避難率低	(イ)早期避難率高	(ウ)早期避難率高 +呼びかけ	(エ)迅速避難
		① 鹿児島湾直下	冬深夜	10	10
	夏12時	10	10	10	10
	冬18時	10	10	10	10
② 県西部直下	冬深夜	—	—	—	—
	夏12時	10	—	—	—
	冬18時	—	—	—	—
③ 甬島列島東方沖	冬深夜	440	200	180	50
	夏12時	480	180	100	10
	冬18時	410	150	100	10
④ 県北西部直下	冬深夜				
	夏12時				
	冬18時				
⑤ 熊本県南部	冬深夜	10	10	10	10
	夏12時	10	—	—	—
	冬18時	10	—	—	—
⑥ 県北部直下	冬深夜				
	夏12時				
	冬18時				
⑦ 南海トラフ (地震動：西側ケース) (津波：CASE 5)	冬深夜	1,100	370	—	—
	夏12時	1,500	610	170	—
	冬18時	1,400	490	60	—
⑦ 南海トラフ (地震動：西側ケース) (津波：CASE 11)	冬深夜	1,500	510	—	—
	夏12時	2,000	800	210	—
	冬18時	1,900	660	80	—
⑦ 南海トラフ (地震動：陸側ケース) (津波：CASE 5)	冬深夜	1,100	370	—	—
	夏12時	1,500	610	170	—
	冬18時	1,400	490	60	—
⑦ 南海トラフ (地震動：陸側ケース) (津波：CASE 11)	冬深夜	1,500	510	—	—
	夏12時	2,000	800	210	—
	冬18時	1,900	660	80	—
⑧ 種子島東方沖	冬深夜	90	30	—	—
	夏12時	120	40	—	—
	冬18時	110	40	—	—
⑨ トカラ列島太平洋沖	冬深夜	140	50	10	—
	夏12時	210	70	—	0
	冬18時	160	50	—	—
⑩ 奄美群島太平洋沖(北部)	冬深夜	400	140	10	10
	夏12時	410	140	20	10
	冬18時	400	140	10	—
⑪ 奄美群島太平洋沖(南部)	冬深夜	470	160	10	—
	夏12時	580	200	10	—
	冬18時	550	180	10	—

(注1) —：わずか(5未満)

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。

[参考] 避難行動の違い（避難の有無、避難開始時期）

		避難行動別の比率		
		避難する		切迫避難あるいは避難しない
		すぐに避難する (直接避難)	避難するがすぐには避難しない (用事後避難)	
(ア)	早期避難者比率が低い場合 (早期避難率低)	20%	50%	30%
(イ)	早期避難者比率が高い場合 (早期避難率高)	70%	20%	10%
(ウ)	早期避難者比率が高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効果的に行われた場合 (早期避難率高+呼びかけ)	70%	30%	0%
(エ)	全員が発災後すぐに避難を開始した場合 (迅速避難)	100%	0%	0%

(注) 避難開始時期は、昼間の場合、直接避難者は発災後5分後、用事後避難者は発災後15分後、切迫避難者は津波到達後とする。また、夜間の場合は、昼間に比べてさらに5分準備に時間がかかると仮定する。

ウ 事前避難の有無による死者数の軽減【桜島の海底噴火に伴う津波】

※桜島の大規模な噴火（海底噴火）が予測された際は、津波を想定して事前に避難を実施・完了させることにより、津波による死者をゼロにすることも可能。

被災ケース		事前避難	
想定地震等	季節・時刻	なし	あり
⑫A 桜島の海底噴火（桜島北方沖）	冬深夜	150	0
	夏12時	820	0
	冬18時	140	0
⑫B 桜島の海底噴火（桜島東方沖）	冬深夜	790	0
	夏12時	1,100	0
	冬18時	800	0

(注) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもってみる必要がある。

第4 地震等防災・減災対策の目標

1 基本的な考え方

いつどこで発生するかわからない地震や津波による災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備える必要がある。

県では東日本大震災の教訓や県地域防災計画検討有識者会議の意見、県地震等災害被害予測調査結果等を踏まえ、今後取り組むべき地震等防災・減災対策の方向性をとりまとめた。町も県と連携して防災対策に取り組むものとする。

2 減災目標

- (1) 地震の揺れによる死者数（平成25年度想定結果）を、今後10年で50パーセント以上減少させる。
- (2) 津波による死者数をゼロにする。

3 取組みの方向性

- (1) 「命を守る（人的被害の抑止）」、「暮らしを守る」（生活の確保）、「地域を守る」（経済被害等の軽減）の3つの柱を基本目標とした必要な対策を実施する。
- (2) 多くの死者を発生させると考えられる建物倒壊、津波対策に重点的に取り組む。
- (3) 巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを第一に、住民の避難を軸としたハード対策とソフト対策を組み合わせ、実施する。
- (4) 海岸線が長く、多くの火山や島しょを有するなどの本県の地域特性のほか、過疎・高齢化の進展などの社会的状況も考慮した対策に取り組む。
- (5) 県、市町村、関係機関、県民等が一体となって取り組む。